

平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

認可特定保険業者等に関する命令

保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)及び保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、認可特定保険業者等に関する命令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 特定保険業の認可(第二条—第十五条)

第三章 旧特定保険業者の保険契約の移転(第十六条—第二十一条)

第四章 業務、経理及び監督等(第二十二条—第六十八条)

第五章 保険契約の移転(第六十九条—第十四条)

第六章 事業の譲渡又は譲受け(第七十五条)

第七章 業務及び財産の管理の委託(第七十一条)

第八章 情報通信の技術の利用(第九十六条の二—第九十六条の十一)

第九章 雑則(第九十七条—第一百六条)

第十章 総則(定義)

第一節 解散(第七十九条—第八十条)

第二節 合併(第八十一条—第八十九条)

第三節 清算(第九十条—第九十三条)

第四節 保険募集(第九十四条—第九十六条)

第五節 情報通信の技術の利用(第九十六条の二—第九十六条の十一)

第六節 第一章 総則

この命令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」又は「少額短期保険業者」とは、それぞれ保険業法(平成七年法律第二百五号。以下「法」という。)第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等又は少額短期保険業者をいう。

この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特定保険業
保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「改

正法」という。)附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。
二 認可特定保険業者
改正法附則第二条第七項第一号本(7)に規定する認可特定保険業者をいう。
三 子会社
改正法附則第四条第五項に規定する子会社をいう。
四 保険募集
改正法附則第四条の二に規定する保険募集をいう。

(特定保険業を行っていた者と密接な関係を有する者)

第二章 特定保険業の認可(第二章)

第一条 改正法附則第二条第一項に規定する主務省令で定める者(以下「密接関係者」という。)は、次の各号に掲げる事項に照らして、改正法の公布の際に特定保険業を行っていた者(以下「旧特定保険業者」という。)と実質的に同一と認められる一般社団法人又は一般財團法人とする。

一 当該法人の目的

二 当該法人の社員又は評議員の構成

三 当該法人の理事及び監事の構成

(純資産額の算定方法)

第二条 改正法附則第二条第二項第二号に規定する主務省令で定める方法は、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債のものの金額の合計額を除く。)を控除する方法とする。

一 改正法附則第四条第六項に規定する保険代理業(改正法附則第四条第六項に規定する保険代理業をいう。)を含む。次号及び第十四号において同じ。)に係る三事業年度の事業計画書

二 特定保険業(これに附帯する業務及び保険代理業(改正法附則第四条第六項に規定する保険代理業をいう。)を含む。次号及び第十四号において同じ。)に係る三事業年度の事業計画書

三 特定保険業以外の事業に係る三事業年度の事業計画書

四 最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該認可申請者の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 一般社団法人にあつてはその社員の名簿、員の名簿

六 理事及び監事の履歴書

七 理事及び監事が改正法附則第二条第七項第一号本(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書面

八 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要することとなる者にあっては、次に掲げる書類

九 保険計理人に選任する者の履歴書

十 保険計理人に選任する者が改正法附則第二百二十条第一項において読み替えて準用する法第二百二十条第二項に規定する主務省令で定める要件に該当する者が確認した結果を記載した意見書を含む。

十一 特定保険業に関する知識及び経験を有する使用者の確保の状況を記載した書類

十二 旧特定保険業者として認可申請を行う者にあつては、旧特定保険業者に該当することを明らかにする書類

十三 密接関係者に該当する者として認可申請を行う者にあつては、密接関係者に該当することを明らかにする書類

十四 特定保険業以外の業務を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書類

十五 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百三十五条第一

三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合

四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することができない減損が生じた場合 債却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五 繰延資産について償却不足がある場合 債却不足額を控除した金額

(認可申請書の添付書類)

第六条 改正法附則第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、同条第一項の認可の申請(以下この条において「認可申請」という。)の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 一般社団法人又は一般財團法人の登記事事項証明書

二 特定保険業(これに附帯する業務及び保険代理業(改正法附則第四条第六項に規定する保険代理業をいう。)を含む。次号及び第十四号において同じ。)に係る三事業年度の事業計画書

三 特定保険業以外の事業に係る三事業年度の事業計画書

四 最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該認可申請者の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 一般社団法人にあつてはその社員の名簿、員の名簿

六 理事及び監事の履歴書

七 理事及び監事が改正法附則第二条第七項第一号本(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書類

八 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要することとなる者にあっては、次に掲げる書類

九 保険計理人に選任する者の履歴書

十 保険計理人に選任する者が改正法附則第二百二十条第一項において読み替えて準用する法第二百二十条第二項に規定する主務省令で定める要件に該当する者であることを証する書類

十一 特定保険業に関する知識及び経験を有する使用者の確保の状況を記載した書類

十二 旧特定保険業者として認可申請を行う者にあつては、旧特定保険業者に該当することを明らかにする書類

十三 密接関係者に該当する者として認可申請を行う者にあつては、密接関係者に該当することを明らかにする書類

十四 特定保険業以外の業務を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書類

十五 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百三十五条第一

ハ 改正法附則第二条第三項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについての保険計理人に選任する者の意見書

二 認可申請時ににおいて引受けを行っている保険契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについての保険計理人

三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合

四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することができない減損が生じた場合 債却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五 繰延資産について償却不足がある場合 債却不足額を控除した金額

(認可申請書の添付書類)

第六条 改正法附則第二条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、同条第一項の認可の申請(以下この条において「認可申請」という。)の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 一般社団法人又は一般財團法人の登記事事項証明書

二 特定保険業(これに附帯する業務及び保険代理業(改正法附則第四条第六項に規定する保険代理業をいう。)を含む。次号及び第十四号において同じ。)に係る三事業年度の事業計画書

三 特定保険業以外の事業に係る三事業年度の事業計画書

四 最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該認可申請者の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 一般社団法人にあつてはその社員の名簿、員の名簿

六 理事及び監事の履歴書

七 理事及び監事が改正法附則第二条第七項第一号本(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書類

八 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要することとなる者にあっては、次に掲げる書類

九 保険計理人に選任する者の履歴書

十 保険計理人に選任する者が改正法附則第二百二十条第二項に規定する主務省令で定める要件に該当する者であることを証する書類

十一 特定保険業に関する知識及び経験を有する使用者の確保の状況を記載した書類

十二 旧特定保険業者として認可申請を行う者にあつては、旧特定保険業者に該当することを明らかにする書類

十三 密接関係者に該当する者として認可申請を行う者にあつては、密接関係者に該当することを明らかにする書類

十四 特定保険業以外の業務を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書類

十五 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百三十五条第一

項の規定により同条第三項に規定する移転業者から保険契約の移転を受けることを約する者にあっては、同条第一項の契約に係る契約書

十六 認可申請者が子会社等（改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十二条第一項に規定する子会社等）のうち（以下この号、第七十五条第七号及び第九十六条第三号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

ロ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

二 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができの書類

十七 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

（改正法附則第二条第七項第一号の基準に適合することを明らかにするために必要な事項）

第五条 改正法附則第二条第三項第五号に規定する主務省令で定める事項は、認可申請者（認可申請者が密接な関係者である場合は、当該認可申請者を密接な関係者とする旧特定保険業者）が改正法の公布の際現に行つていた特定保険業に係る次に掲げる事項とする。

第六条 改正法附則第二条第四項において読み替えて準用する法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第八章を除き、以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（事業方法書の記載事項）

第七条 改正法附則第二条第六項に規定する主務省令で定める事項は、同条第三項第二号に掲げる書類にあっては、次に掲げるものとする。

二 保険契約者の範囲
三 保険の目的の範囲
四 保険契約の範囲
五 保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項
六 保険料の収受並びに保険金及び払い戻され等をいう。以下この号、第七十五条第七号及び第九十六条第三号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

ロ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

二 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができの書類

十七 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

（改正法附則第二条第七項第一号の基準に適合することを明らかにするために必要な事項）

第五条 改正法附則第二条第三項第五号に規定する主務省令で定める事項は、認可申請者（認可申請者が密接な関係者である場合は、当該認可申請者を密接な関係者とする旧特定保険業者）が改正法の公布の際現に行つていた特定保険業に係る次に掲げる事項とする。

一 保険契約の特約に関する事項
二 保険契約の特約に関する事項
三 保険契約の特約に関する事項
四 保険契約の特約に関する事項
五 保険契約の特約に関する事項
六 保険契約の特約に関する事項
七 保険契約の特約に関する事項
八 保険契約の特約に関する事項
九 保険契約の特約に関する事項
十 保険契約の特約に関する事項
十一 特別勘定（改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百八条第一項に規定する特別勘定をいう。以下同じ。）を設ける場合にあつては、次に掲げる事項

イ 特別勘定を設ける保険契約の種類
ロ 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

ハ 保険料の全部又は一部を特別勘定に振り替える日

（普通保険契約の記載事項）

第八条 改正法附則第二条第六項に規定する主務省令で定める事項は、同条第三項第三号に掲げる書類にあっては、次に掲げるものとする。

一 保険金の支払事由
二 保険契約の無効原因
三 保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由

四 保険料の増額又は保険金の削減に関する事項
五 保険契約の全部又は一部の解除の原因並びに履行の時期

六 保険契約者は被保険者が保険契約に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益

七 保険契約の全部又は一部の解除の原因並びに履行の時期

八 契約者配当を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

（保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項）

第九条 改正法附則第二条第六項に規定する主務省令で定める事項は、同条第三項第四号に掲げる書類にあっては、次に掲げるものとする。

一 保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

二 責任準備金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

三 返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（第十三条第一号及び第五十条第一項第四号において読み替えて準用する法第一百二十四条第一項に規定する契約者配当をいう。以下同じ。）に関する事項

四 第三十九条第一項の契約者配当準備金（同項及び第七十二条の二第一項第三号ロから二までを除き、以下単に「契約者配当準備金」という。）及び契約者配当の計算の方法に関する事項

五 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項

六 その他保険数理に関する必要な事項

（認可申請者と密接な関係を有する者）

第七条 改正法附則第二条第七項第二号に規定する主務省令で定める者は、認可申請者を密接な関係者とする旧特定保険業者とする。

（財産的基礎）

第十一条 改正法附則第二条第七項第三号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 純資産額が千万円以上であること。

二 次に掲げる基準に適合する計画を有しておらず、かつ、当該計画の目的が達成される蓋然性が高いと見込まれること。

三 純資産額が前号に定める額以上となること。

四 認可申請者が実行可能な範囲内でできる限り早期に目的を達成するために必要と見込まれる措置を適切に講ずることとするものであること。

五 一項の同意

ロ 保険法第四十三条第一項又は第七十二条第一項に規定する保険金受取人の変更（同法第四十五条又は第七十四条第一項の同意）

六 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務的目的確実に確保されるための適切な措置が講じられていること。

七 保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのな

い適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。

七 法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険の引受けを行う場合においては、保険金の支払基準及び限度額が適正であること。

八 特別勘定を設ける保険契約にあっては、それに関連する財産の運用に係る体制が適正であること。

九 保険契約者に対して、第二十三条第一項第一号から第五号までに定める書面を交付（当該書面に記載すべき事項の同条第二項に規定する電磁的方法による提供を含む。）した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。

十 第八条第四号に掲げる事項に関する保険約款の規定において、保険料の増額又は保険金の削減（以下この号において「保険料の増額等」という。）が行われる場合の要件、保険料の増額等の内容及び保険契約者に当該保険料の増額等の内容を通知する時期が明確に定められていること。

（保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準）

第十三条 改正法附則第二条第七項第七号ロに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不當に不利益なものでないこと。

二 当該書類に記載された事項に關し、特定の者に対して不當な差別的取扱いをするものでないこと。

（保険契約者等の保護のために必要な基準）

第十四条 改正法附則第二条第七項第八号に規定する主務省令で定める基準は、認可申請者が特定保険業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこととする。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十五条 改正法附則第二条第九項に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに當たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（保険契約管理業者に適用される規定の読み替え）

第十五条 改正法附則第二条第十三項の規定により保険契約管理業者（同項に規定する保険契約

管理業者をいう。第八十九条第一項第十六号ロにおいて同じ。）が認可特定保険業者とみなされる場合における第五十九条、第六十五条、第六十九条から第七十一条まで、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（第七号及び第八号を除く。）、第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条（第一項第七号、第十一号及び第八十五号を除く。）の規定の適用については、第六十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者の場合」と、「外國保険会社等」とあるのは「外國保険会社等の場合」と、第七十二条第二項第七号イ中「責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「責任準備金その他の準備金に相当する額」とあるのと、同号ロ中「係る責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「係る責任準備金その他の準備金に相当する額」と、「算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）」とあるのは「算出方法」と、同号ハ中「責任準備金その他の他の準備金の算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の算出方法）」とあるのは「責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法」と、第七十二条の二第一項第二号中「移転業者を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること」とあるのは「移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理により積み立てられること」である。

事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百六十五条の二十四第二項の規定による官報による公告及び当該合併認可特定保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並びに」とあるのは「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十五条第二項又は第二百五十二条第二項の規定による公告をしたこと及び」とあるのは「当該官報による公告」とあるのは「当該公報」とする。

（保険契約の移転に係る備置書類）

第十六条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第三項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

（保険契約の移転に係る備置書類）

第十七条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項において読み替えて準用する法第一百三十九条第一項に規定する公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十五条第三項に規定する移転契約書（第十九条第二項第二号において単に「移転契約書」という。）に掲げる書類とする。

二 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第一百三十五条第三項に規定する移転業者（以下この章において単に「移転先法人」という。）並びに改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十五条第一項に規定する移転先法人（以下この章において単に「移転先法人」という。）の貸借対照表（移転先法人にあっては、一般社団法人及び一般財團法人にあっては、一般法人）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。）

三 保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項（事業の譲渡）とあるのは「特定保険業に係る事業の事業方法書等に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、第七十五条第二号において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項）

第十七条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項に規定する公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

一 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告等の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

（保険契約の移転の認可の申請）

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告等の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

（保険契約の移転の認可の申請）

十九条の二第一号並びに第二十一条において同じ。）に関するサービスの内容の概要

四 保険契約の移転前及び移転後における移転業者及び移転先法人の配当の方針並びに保険契約の移転前ににおける移転業者及び移転先法人の配当の額

（保険契約の移転に係る債権の額）

第十八条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第三項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

（保険契約の移転に係る債権の額）

第十九条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第一百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項に規定する公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項において読み替えて準用する法第一百三十九条第一項に規定する公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告等の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

（保険契約の移転の認可の申請）

二 未終過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告等の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

（保険契約の移転の認可の申請）

十九条の二第一号並びに第二十一条において同じ。）に関するサービスの内容の概要

四 保険契約の移転前及び移転後における移転業者及び移転先法人の配当の方針並びに保険契約の移転前ににおける移転業者及び移転先法人の配当の額

（保険契約の移転に係る債権の額）

第十八条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

（保険契約の移転に係る債権の額）

第十九条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第一百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項に規定する公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項において読み替えて準用する法第一百三十九条第一項に規定する公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

（保険契約の移転の認可の申請）

二 未終過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告等の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

（保険契約の移転の認可の申請）

口 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転における責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法
九 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十五条第一項の規定により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面
十 移転先法人を保険者とする保険契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面
十一 移転先法人を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面
イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額
ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性（移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）
ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）
三 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金が、適正に積み立てられることが見込まれること。
(保険契約の移転後の公告事項)
第二十条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合には、責任準備金その他の準備金の算出方法) が改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項の規定による公告又は通知をしたこと

十二 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項の規定による公告又は通知をしたこと

十三 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項の規定による公告又は通知をしたこと

十四 前号の異議述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転業者及び移転先法人の対応を記載した書面

十五 移転先法人の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

十六 その他改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(保険契約の移転の認可の審査)

第十九条の二 行政庁は、前条第一項の規定による認可の申請に係る改正法附則第二条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十九条第二項の規定により審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
一 保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。
二 保険契約の移転後において、移転先法人を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること（移転業者を保険者とする保険契約にあっては、責任準備金に相当する額が適正に積み立てられること）が見込まれること。
(保険契約の移転後の公告事項)
第二十条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項の規定による公告又は通知をしたこと

五 前各号に掲げるもののほか、認可特定保険業者又は当該認可特定保険業者を密接関係者とする旧特定保険業者が改正法の公布の際現に行っていた特定保険業に係る資産の運用状況その他の事情を勘案して行政庁（保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）附則第五条の二第一項の規定により、当該認可特定保険業者の主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該認可特定保険業者に改正法附則第二条第一項の認可をした場合にあっては、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。）が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものと認めて承認したもの

六 認可特定保険業者は、前項第五号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に

(保険契約の移転の効力)

第二十一条 保険契約の移転を受けたことにより、移転先法人の改正法附則第二条第三項第二項に規定する移転対象契約者をいう。次号

在地

二 信用金庫又は信用金庫連合会
三 労働金庫又は労働金庫連合会
四 株式会社商工組合中央金庫
五 信用協同組合又は中小企業等協同組合法
六 (昭和二十四年法律第百八十一号) 第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
七 農業協同組合又は農業協同組合連合会
八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百四十二条)第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合又は農業協同組合連合会
九 第四章 業務、経理及び監督等
(資産の運用方法の制限)
第二十二条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第九十七条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 次に掲げる有価証券の取得
二 地方債
三 政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。）
四 特別の法律により法人の発行する債券
五 本 債償還及び利払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債（ハ及びニに掲げるものを除く。）
六 その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている株式会社が発行する社債（ハからホまでに掲げるものを除く。）又は約束手形（同条第一項第十五号に掲げるものをいう。）
ト その発行する出資証券が金融商品取引所に上場されている特別の法律により設立された法人が発行する出資証券のをいう。）
チ その発行する株式が金融商品取引所に上場されている株式会社が発行する株式
リ 証券投資信託又は貸付信託の受益証券
二 次に掲げる金融機関への預金又は貯金
イ 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をい

ハ 信用金庫又は信用金庫連合会
二 信用金庫又は信用金庫連合会
三 労働金庫又は労働金庫連合会
四 株式会社商工組合中央金庫
五 信用協同組合又は中小企業等協同組合法
六 (昭和二十四年法律第百八十一号) 第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
七 農業協同組合又は農業協同組合連合会
八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百四十二条)第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合又は農業協同組合連合会
九 第四章 業務、経理及び監督等
(資産の運用方法の制限)
第二十二条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第九十七条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 次に掲げる有価証券の取得
二 地方債
三 政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。）
四 特別の法律により法人の発行する債券
五 本 債償還及び利払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債（ハ及びニに掲げるものを除く。）
六 その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている株式会社が発行する社債（ハからホまでに掲げるものを除く。）又は約束手形（同条第一項第十五号に掲げるものをいう。）
ト その発行する出資証券が金融商品取引所に上場されている特別の法律により設立された法人が発行する出資証券のをいう。）
チ その発行する株式が金融商品取引所に上場されている株式会社が発行する株式
リ 証券投資信託又は貸付信託の受益証券
二 次に掲げる金融機関への預金又は貯金
イ 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をい

理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

(業務運営に関する措置)

認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百条の二第一項の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険募集に際して、所属認可特定保険業者

(改正法附則第四条の二)に規定する所属認可特定保険業者をいう。以下の条及び第九十四条において同じ。)のために保険募集を行う者が、保険契約者に対し、保険契約の認可特定保険業者に対する所屬認可の規定による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

二 特別勘定を設けた保険契約の保険募集に際して、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

第二百七十三条第二項第一号に規定する補償対象契約に該当しないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三 保険金等の額が不確実であること。

保険契約(保険法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第八十三条第三号に掲げる保険契約のうち、事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。)を保険契約とするものを除く。)の保険募集に際して、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者が、保険契約者に対し、保険契約の改訂により、説明を行うことを確保するための措置

五 既に締結されている保険契約(以下この号において「既契約」という。)を消滅させるために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約(以下この号において「新契約」という。)の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約(既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。)の保険募集に際して、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者が、保険契約に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付(イに定める事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法による。)により、説明を行うことを確保するための措置

四 保険契約との誤認防止に関する参考となる措置

既契約及び新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、保険料(普通保険約款及び給付のある主要な特約ごとに記載するものとする)、保険料払込期間その他の保険契約を継続したまま保障内容を見直す

五 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

方法がある事実及びその方法

六 所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

保険代理店(改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第二百七十五条第一項第二号に規定する保険代理店をいう。)の公正な保険募集を行う能力の向上において同じ。)を置く認可特定保険業者について、次に掲げる基準を満たすために必要な措置

イ 当該保険代理店の顧客の情報の管理が適切に行われること。

口 当該保険代理店において、代理業務に係る財産と保険代理店の固有の財産とが分別して管理されること。

ハ 当該認可特定保険業者が当該保険代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

二 当該保険代理店が認可特定保険業者以外の者のための保険募集を併せ行う場合に、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行ったために保険募集を行う者が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

五 既に締結されている保険契約(以下この号において「既契約」という。)を消滅させるために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約(以下この号において「新契約」という。)の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約(既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。)の保険募集に際して、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者が、保険契約に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付(イに定める事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法による。)により、説明を行うことを確保するための措置

六 既契約及び新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、保険料(普通保険約款及び給付のある主要な特約ごとに記載するものとする)、保険料払込期間その他の保険契約を継続したまま保障内容を見直す

既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

七 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

八 前各号に定めるものほか、保険募集に際して、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者が、保険契約者及び被保険者(保険契約の締結時ににおいて被保険者が特定できない場合を除く。)に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

前各号に定めるものほか、保険募集に際して、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者が、保険契約者及び被保険者(保険契約の締結時ににおいて被保険者が特定できない場合を除く。)に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

九 前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十一 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十二 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十三 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十四 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

れたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供し、当該保険契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受けた場合を除く。)の承諾又は受けない旨の申出をする場合は、所属認可特定保険業者の電子計算機の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続するために保険募集を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録すること。

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三 前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

四 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

五 所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に對し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

六 所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、第二項各号に掲げる方法のうち所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者が使用するもの

七 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

八 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

九 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十一 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十二 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十三 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十四 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十五 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十六 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十七 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十八 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十九 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

二十 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

二十一 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

二十二 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

二十三 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に對し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

二十四 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第一項の規定により保険募集を行う場合には、契約の種類に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付そ

者が引き受ける保険契約と当該保険募集に係る保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行わなければならない。

一 契約の主体

二 その他当該認可特定保険業者が引き受ける保険契約との誤認防止に關し参考となるべき事項

(認可特定保険業者との誤認防止)

第二十五条 認可特定保険業者は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合には、顧客が当該認可特定保険業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。(内部規則等)

第二十六条 認可特定保険業者は、特定保険業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等を定めるとともに、理事及び監事又は使用人に対する研修その他当該内部規則等に基づいて特定保険業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

2 認可特定保険業者が、人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うこと約し、保険料を受ける保険であつて、被保険者が十五歳未満であるもの又は被保険者本人の同意がないもの(いずれも不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。以下この項において「死亡保険」という。)の引受けを行う場合には、前項の内部規則等に、死亡保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するための保険金の限度額その他引受けに関する定めを設けなければならない。

第二十七条 認可特定保険業者は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要な適切な措置を講じなければならない。(個人顧客情報の漏えい等の報告)

第二十七条の二 認可特定保険業者は、その取り扱う個人である顧客に関する情報(個人情報の

保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告すること。その他の適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第二十八条 認可特定保険業者は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び認可特定保険業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第二十九条 認可特定保険業者は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認めらるべき、保険契約者(保険契約の相手方となることができる者を含む。)の縦覧に供するとともに、保険契約者に対して当該説明書類を交付し、又は送付しなければならない。

2 第三十五条の規定は、前項の説明書類の縦覧について、準用する。

(他の業務を行う場合における特定保険業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第三十条 認可特定保険業者は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第三十一条 認可特定保険業者は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務の適切な運営の確保その他必要と認めらるべき目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(業務報告書等)

第三十二条 認可特定保険業者は、特定保険業以外の業務を行う場合には、当該業務が特定保険業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 第三十五条の規定は、前項の説明書類の縦覧について、準用する。

(他の業務を行う場合における特定保険業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第三十三条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百十条第一項に規定する業務報告書は、事業報告書、附属明細書、貸借対照表及び損益計算書に分けて、別紙様式第一号により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 認可特定保険業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の業務報告書を提出することができない場合には、あらかじめ正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第一項ただし書の承認を受けた業務を行う場合においては、当該業務の内容を含む。)

二 認可特定保険業者の主要な業務の内容(改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第一項ただし書の承認を受けた業務を行う場合においては、当該業務の内容を含む。)

三 認可特定保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概況(改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第一項ただし書の承認を受けた業務を行う場合においては、当該業務の内容を含む。)

四 受託者が当該業務を行ったための措置

三 受託者が当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

4 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

5 認可特定保険業者の直近の事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

が第一項の規定による業務報告書の提出を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第三十四条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百十一条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 認可特定保険業者の概況及び組織に関する事項

二 事務所の名称及び所在地

三 認可特定保険業者の子会社に関する次に掲げる事項

イ 業務運営の組織

ロ 理事及び監事の氏名及び役職名

ハ 使用人数

対象資産	積立基準	積立限度
前条第一号に掲げる資千分の四・〇千分の百	積立限度	積立限度
前条第三号に掲げる資千分の〇・八千分の二十	千分の十	千分の十
前条第四号に掲げる資千分の二・〇千分の五十	千分の六十	千分の六十
前条第五号に掲げる資千分の二・四千分の五十	千分の五十	千分の五十
前条第六号に掲げる資千分の二・〇千分の五十五	千分の五十五	千分の五十五

申請等)	（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の	（前項第一号の保険料積立金（以下この項、次
四	四契約者配当準備金（契約者配当準備金の額	項及び第五項において単に「保険料積立金」と
五	（同上）に記載された方法に従つて計算した額と	まるる危険に備えて計算した額とする。
六	（同上）に記載された方法に従つて計算した額と	算期において保有する資産をそれぞれ同表の上
七	（同上）に記載された方法に従つて計算した額と	欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳
八	（同上）に記載された方法に従つて計算した額と	簿額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて
九	（同上）に記載された方法に従つて計算した額と	計算した金額の合計額とする。

2	二特別勘定を設けた保険契約に係る保険料積立金については、当該特別勘定における収支	三異常危険準備金 保険契約に基づく将来の債務を確實に履行するため、将来発生が見込
3	一保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る保険料積立金については、平準	まれる危険に備えて計算した額とする。
4	純保険料式（保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間により計算した金額を下回ることができない。	四契約者配当準備金（契約者配当準備金の額
5	一保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る保険料積立金については、平準	項及び第五項において単に「保険料積立金」と
6	純保険料式（保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間により計算した金額を下回ることができない。	まるる危険に備えて計算した額とする。
7	一保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る保険料積立金については、平準	算期において保有する資産をそれぞれ同表の上
8	純保険料式（保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間により計算した金額を下回ることができない。	欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳

1	二行政府は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした認可特定保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。	三第一号の規定は、認可特定保険業者の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。
2	四第一条において読み替えて準用する法第百十五条第一項ただし書又は改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百五十二条第一項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書並びに貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類を添付して行政府に提出しなければならない。	五第一号の規定は、認可特定保険業者の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。
3	六第一項において読み替えて準用する法第百五十二条第一項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書並びに貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類を添付して行政府に提出しなければならない。	七第一項第三号の異常危険準備金は、次の各号に定める場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、当該各号に掲げる異常危険準備金の額及び責任準備金（予定期率リスクを有するものに限る。以下この項において同じ。）の額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てたものとして改正法附則第二条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い積み立てなければならぬ。
4	七第一項第三号の異常危険準備金は、次に掲げるるものに区分して積み立てなければならない。	八第一項第三号の異常危険準備金は、次に掲げる異常危険準備金の額に千分の三十を乗じて得た額及び責任準備金（予定期率リスクを有するものに限る。以下この項において同じ。）の額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てたものとして改正法附則第二条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い積み立てなければならぬ。
5	八第一項第三号の異常危険準備金は、次に掲げる異常危険準備金の額に千分の一を乗じて得た額	九第一項第三号の異常危険準備金は、次に掲げる異常危険準備金の額に千分の一を乗じて得た額及び責任準備金（予定期率リスクを有するものに限る。以下この項において同じ。）の額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てたものとして改正法附則第二条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い積み立てなければならぬ。

1	二未経過保険料 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額	三第一項第一号に掲げる異常危険準備金は、次に掲げる書類に記載された方法に従つて計算した額と
2	四前項第一号に掲げる異常危険準備金は、次に掲げる書類に記載された方法に従つて計算した額と	五前項第一号に掲げる異常危険準備金は、次に掲げる書類に記載された方法に従つて計算した額と
3	六第一項において同じ。）に備える異常危	七第一項において同じ。）に備える異常危
4	一保険料積立金 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額	八第一項において同じ。）に備える異常危
5	二未経過保険期間（保険契約に定めた保険期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額	九第一項において同じ。）に備える異常危
6	十第一項において同じ。）に備える異常危	一第一項において同じ。）に備える異常危
7	十一第一項において同じ。）に備える異常危	二第一項において同じ。）に備える異常危
8	十二第一項において同じ。）に備える異常危	三第一項において同じ。）に備える異常危

三 法第一百一十九条第一項に規定する引受社員であつて法第二百二十四条第一項の届出のあつた者

四 外国保険業者のうち、前二号に掲げる者以外の者であつて、業務又は財産の状況に照らして、当該再保険を付した認可特定保険業者の経営の健全性を損なうおそれがない者

五 独立行政法人日本貿易保険

(支払義務が発生したものに準ずる保険金等) 第四十五条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百七十七条第一項に規定する主務省令で定めるものは、保険金等であつて、認可特定保険業者が、毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

(支払備金の積立て)

第四十六条 認可特定保険業者は、毎決算期において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなければならない。

一 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等(当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。)のうち、認可特定保険業者が毎決算期において、まだ支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額

二 まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等について、その支払のために必要な金額(次項から第四項までにおいて「既発生未報告支払備金」という。)既発生未報告支払備金は、次に掲げる額の平均額とする。

一 支払備金の計算の対象となる事業年度(以下この項において「対象事業年度」という。)の前事業年度末の既発生未報告支払備金積立て所要額(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等の額をいう。以下この項において同じ。)に、対象事業年度の保険金等の支払額を当該対象事業年度の前事業年度の保険金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた額

二 対象事業年度の二事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立て所要額に、対象事業年度の保険金等の支払額を当該対象事業年度の前事業年度の二事業年度前の事業年度の保険金等の

支払額で除して得られた率を乗じて得られた額

3 対象事業年度の三事業年度前の事業年度未の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の三事業年度前の事業年度の保険金等の支払額を当該対象事業年度の三事業年度前年の事業年度の保険金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた額

前項の規定にかかわらず、保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等の支払が長期間にわたると認められる保険契約に係る既発生未報告支払備金については、当該保険契約の引受けの区分別の単位ごとに、支払保険金の額及び普通支払備金の額（第一項第一号に掲げる金額額をいう。）等を基礎として、統計的な見積方法により合理的に計算した額を積み立てるものとする。ただし、合理的かつ妥当な理由がある場合には、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法により計算した額とすることができる。

4 認可特定保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情がある場合には、前二項の規定にかかわらず、既発生未報告支払備金については、一定の期間を限り、改正法附則第二条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法により計算した金額を積み立てることができる。

5 第四十四条の規定は、保険契約を再保険に付した場合における支払備金の積立てについて準用する。
(特別勘定を設置する保険契約)

第四十七条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百八十八条第一項に規定する主務省令で定める保険契約は、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産の価額により、保険金等の金額が変動する保険契約とする。

(勘定間の振替に係る例外)

第四十八条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百八十八条第二項に規定する主務省令で定める場合は、保険料の收受、保険金等の支払、特別勘定以外の勘定からの借入又はその返済その他これらに準ずる金銭の振替であつて改正法附則第二条第三項第二号に掲げる書類に定める場合とする。

(保険代理人の選任を要しない認可特定保険業者の要件)

第四十九条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十条第一

項に規定する主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

二 保険期間が長期にわたる保険契約に係る契約者配当準備金の算出及び積立てを行わないこと。

(保険計理人の関与事項)

第五十一条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十条第一項に規定する主務省令で定めるものは、保険計理人の関与を要する保険契約についての次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

- 一 保険料の算出方法
- 二 責任準備金の算出方法
- 三 契約者配当の算出方法
- 四 契約者価額の算出方法
- 五 未収保険料の算出
- 六 支払準備金の算出

七 その他保険計理人がその職務を行うに際し必要な事項

前項に規定する「保険計理人の関与を要する保険契約」とは、保険期間が長期にわたる保険契約であつてその保険料及び責任準備金の算出に保険数理の知識及び経験を要するもの並びに保険期間が長期にわたる保険契約であつて契約者配当準備金の算出及び積立てを行うものをいう。

(保険計理人の要件に該当する者)

第五十二条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百二十条第二項に規定する主務省令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 公益社団法人日本アクトュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理（年金数理を含む。次号において同じ。）に関する業務に五年以上従事した者
- 二 公益社団法人日本アクトュアリー会の準会員（資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者

(保険計理人の選任及び退任の届出)

第五十二条 認可特定保険業者は、保険計理人を選任したときは、遅滞なく、届出書に当該保険計理人の履歴書及び当該保険計理人が前条各号

に掲げる者のいづれかに該当することを証する書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

3 認可特定保険業者は、保険計理人が退任したときは、遅滞なく、届出書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

3 認可特定保険業者は、保険計理人が二人以上となる場合は、前二項の規定により添付する書類のほか、各保険計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面を添付しなければならない。

(保険計理人の確認業務)

第五十三条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準により、改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百二十二条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一 資産準備金が第四十三条に定めるところにより適正に積み立てられていること。

二 契約者配当が第三十八条に定めるところにより適正に行われていること。

三 将來の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、特定保険業の継続の觀点から適正な水準に満たないと見込まれること。

(責任準備金に関して確認の対象となる契約)

第五十四条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百二十二条第一項第一号に規定する主務省令で定める保険契約は、認可特定保険業者が引き受けている全ての保険契約とする。

(保険計理人の確認事項)

第五十五条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、将来的収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、特定保険業の継続が困難であるかどうかとする。

(保険計理人意見書)

第五十六条 保険計理人は、計算書類（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第二百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。）を承認する理事会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。

- 二 提出年月日
三 第五十四条に定める保険契約に係る責任準備金の積立てに関する事項

四 契約者配当に関する事項

五 契約者配当に準備金の繰入れに関する事項

六 前条の規定に基づく確認に関する事項

七 第三号から前号までに掲げる事項に対する
保険計理人の意見

保険計理人は、改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百二十二条第一項の規定により意見書を理事会に提出するとき、及び同条第二項の規定により意見書の写しを行政厅に提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項の確認の方法その他確認の基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

保険計理人は、第一項の規定にかかるわらず、七号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

(事業方法書等の変更の認可を要しない事項)

第五十七条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十三条第七号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

(事業方法書等に定めた事項とする。)
(事業方法書等の変更の認可の申請又は届出)

第五十八条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十三条第一項の規定による認可を受けるときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政厅に提出しなければならない。
一 理由書

二 改正法附則第二条第三項第四号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合においては、当該変更後の当該書類に定めた事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書(認可特定保険業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十一条第一項の規定により保険計理人の選任をする者である場合に限る)。

- 二 三 その他参考となるべき事項を記載した書類
認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に前項第一号及び第三号に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。
(当該認可特定保険業者と特殊の関係のある者)
第五十九条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十二条第一項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。
一 当該認可特定保険業者の子法人等(保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五条。以下「令」という。)第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。第六十五条规定同じ。)
二 当該認可特定保険業者の関連法人等(令第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。)
(名称)
第六十条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の八第四項において読み替えて適用する法第七条第二項に規定する認可特定保険業者であることを示す文字として主務省令で定めるものは、認可特定保険とする。
(保険会社に準ずる者)
第六十一条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第一項に規定する保険会社に準ずる者として主務省令で定める者は、外国保険会社等、少額短期保険業者、認可特定保険業者及び人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことと約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害を填補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業であつて、法第二条第一項第一号に掲げるものを行ふ者とする。
(保険代理業の範囲)
第六十二条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第一項に規定する主務省令で定めるものは、保険募集その他の保険会社又は前条に規定する者(以下この条において「保険会社等」という。)の業務の代理又は事務の代行であつて、

- 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する保険契約に係るものとする。

一 認可特定保険業者若しくは当該認可特定保険業者を密接関係者とする旧特定保険業者が改正法の公布の際現に行つていた特定保険業者又は保険会社等の業務の代理若しくは事務の代行に係る保険契約（次号において「旧保険契約」という。）と同一の種類のものであること。

二 その保険契約者及び被保険者の範囲が旧保険契約に係る保険契約者及び被保険者の範囲と同一であること又は認可特定保険業者をその保険契約者とし、その被保険者の範囲が旧保険契約に係る保険契約者の範囲と同一であるること。

（他の業務を行う場合の行政庁の承認）

第六十三条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第二項ただし書の規定による承認を受けようときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 名称
二 認可年月日
三 承認を受けようとする業務の種類
四 当該業務の開始予定年月日

前項の承認申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該業務の内容及び方法
二 当該業務を所掌する組織及び人員配置
三 当該業務の運営に関する内部規則等
(届出事項等)

第六十四条 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 認可特定保険業者の代表理事（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二十一条の二十一第一項第六号に規定する代表理事をいう。）、認可特定保険業者の常務に從事する理事又は監事の就任又は退任があつた場合
二 その事務所（特定保険業に係る業務を行うものに限る。）の位置を変更した場合（改正法附則第四条第八項の規定により認可を受けた場合を除く。）
三 その子会社が子会社でなくなった場合（改正法附則第四条第十二項において読み替えて

- 四 準用する法第百四十二条の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)
その子会社が商号、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、又は合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止した場合(前号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。)

五 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第一項ただし書の規定による承認を受けて行う業務の全部又は一部を休止し、再開し、又は廃止した場合

六 第五十九条各号に掲げる者に該当する者(子会社を除く。次号及び第八号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

七 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

八 その特殊関係者が主な業務の内容を変更することとなつた場合

九 第四十三条第一項第三号の異常危険準備金について同条第八項の規定により同条第五項から第七項までの規定によらない積立て又は取崩しを行おうとする場合

十 認可特定保険業者が第三十一条第一項又は改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十二条第一項の規定により説明書類の縦覧を開始した場合

十一 認可特定保険業者(その子会社又は業務の委託先(第四項において「認可特定保険業者等」という。)において不祥事件(業務の委託先にあつては、当該認可特定保険業者が委託する業務に係るものに限る。)が発生したこと)を知つた場合

認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十一第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

第一項第九号に該当するときの届出は、貸借対照表及び損益計算書の作成後、速やかに、当該書類を添付して行うものとする。

(認可特定保険業者の業務の委託先を除く)のために保険募集を行う者若しくはその役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一 認可特定保険業者の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)に違反する行為

三 改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百条第一項の規定に違反する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盜難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。)のうち、認可特定保険業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 その他認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

六 第一項第十一号に該当するときの届出は、前項に規定する不祥事件の発生を認可特定保険業者が知つた日から三十日以内に行わなければならぬ。

(認可特定保険業者がその経営を支配している法人)

第六十五条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する主務省令で定めるものは、当該認可特定保険業者の子法人等のうち子会社以外のものとする。

(認可特定保険業者が子会社を保有することについての承認の申請)

第六十六条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第四項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書
二 当該認可特定保険業者に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表(一般社団法人及び一般財团法人に関する法律第百一十三条规定項(同法第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成し照表及び別紙様式第一号第三により作成し

第六十七条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する主務省令で定めるものは、当該認可特定保険業者の子法人等のうち子会社以外のものとする。

(認可特定保険業者が子会社を保有することについての承認の申請)

第六十八条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第八項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書
二 社員総会又は評議員会の議事録その他必要的な手続があつたことを証する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

四 譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

(改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第七十二条第二項第六号から第十一号まで及び第七十七号、第七十

一 貸借対照表をいう。第七十五条第四号並びに第七十九条第一号ハ及び第二号ハにおいて同じ。)、損益計算書(同法第二百二十三条第二項(同法第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定により作成した損益計算書及び別紙様式第一号第四により作成した損益計算書をいう。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該承認後における収支の見込みを記載した書類

三 当該承認に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ 商号及び本店の所在地を記載した書類

ハ 業務の内容を記載した書類

三 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

二 取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)及び監査役の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

一 特定保険業に係る会計から他の会計への資金運用等に係る承認の申請等)

四 四条第七項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

(改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百三十五条第三項において同じ。)に関するサービスの内容の概要

一 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五条第一項の契約に係る契約書(第七十二条第二項第二号において「移転契約書」という。)

二 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五条第三項に規定する移転業者(以下この節において単に「移転業者」という。)及び改正法附則第四条第十项において読み替えて準用する法第三百三十九条第三項において「移転契約書」という。)及び改正法附則第四条第十项において読み替えて準用する法第三百三十九条第三項において「公告等」という。)の時において被保険者のために積み立てるべき金額

一 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第三百三十七条第一項の公告又は通知(次号において「公告等」という。)の時において被保険者のために積み立てるべき金額

一 未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、公告等の時において、まだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料の金額

二 条の二第一項第一号並びに第七十四条において同じ。)に関するサービスの内容の概要

一 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五条第一項の契約に係る契約書(第七十二条第二項第二号において「移転契約書」という。)

一 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五条第三項に規定する移転業者及び移転先会社の契約者配当又は社員に対する剩余金の分配(以下この号において「配当等」という。)の方針並びに保険契約の移転前における移転業者及び移転先会社の配当等の額

一 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五条第三項に規定する移転業者(以下この節において単に「移転業者」という。)の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

一 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五条第一項の契約に係る契約書(第七十二条第二項第二号において「移転契約書」という。)

七 移転業者を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面
イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後ににおける保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約に係る責任準備金その他の準備金の額及び責任準備金その他の準備金の額

ハ 転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金の算出方法）

九 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる書面

イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約の範囲、被保険者又は保険会社等に保険契約の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

ロ 移転先会社を保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面

十 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後ににおける保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあっては、法第二百九十九条において準用する法第一百六条第一項の規定により日本において積み立てる責任準備金をいう。ロ及びハ並びに次条第一項第二号において同じ。）その他他の準備金の額

口 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性(移転先会社が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法)ハ 保険契約の移転における責任準備金その他の準備金の算定の適切性(移転先会社が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者では、責任準備金その他の準備金の算出方法)

十一 移転先会社が少額短期保険業者である場合であつて、移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について同一の保険契約者又は被保険者があるときは、当該保険契約者又は被保険者ごとの全ての保険契約の保険金額の合計額及び全ての保険契約に係る令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面

十二 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項本文の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

十三 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者(改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。次号において同じ。)の数又はその者の第七十一条に規定する金額が、改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第一百三十七条第三項に規定する割合を超えたことを証する書面

十四 前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転業者及び移転先会社の対応を記載した書面

十五 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が改正法附則第四条第一項において

読み替えて準用する法第百三十九条第二項第一号（移転先会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社が認可特定保険業者である場合については、当該保険契約の移転に係る特定保険業が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。）が記載されたもの（当該行政機関が移転業者の行政庁と同一であるときを除く。）

イ 認可特定保険業者 その行政庁
ロ 保険会社・外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十八条第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官
ハ 少額短期保険業者（口に掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地に在籍する金融庁長官（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）
十一 移転先会社（認可特定保険業者を除く。） の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面
十七 移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面
十八 その他の改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

移転業者の行政庁は、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による認可の申請に係る改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十九条第二項の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする。

（保険契約の移転の認可の審査等）

第七十二条の二 移転業者の行政庁は、前条第一項の規定による認可の申請に係る改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十九条第二項の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする。

（保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約等の保護に欠けるおそれのないものであること。）

二 保険契約の移転後において、移転業者を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険數理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

三 保険契約の移転後において、次のイから二までに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからニまでに定める準備金が適正に積み立てられることが見込まれること。

四 保険契約の移転後において、移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

五 第七十三条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第一百三十七条第一項から第三項までの規定（同条第一項ただし書の規定を除く。）による手続の経過

一 移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

（保険契約の移転の効力）

第七十四条 保険契約の移転を受けたことにより、移転先会社の次の各号に掲げる書類に定めた事項を、移転業者の事業方法書等に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分を附加し、内容に変更しなければならない場合においては、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第一百三十九条第一項の規定による認可を受けた時に、次の各号に定める認可を受け、又は変更若しくは届出があつたものとみ

一 法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類又は法第八百八十七条第三項第二号から第四号までに掲げる書類 第一百二十三条第一項（法第二百七条において準用する場合を含む。）の規定による認可又は法第二百二十二条第二項（法第二百七十七条において準用する場合を含む。）の変更

二 法第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二条の十九第一項の変更

三 事業方法書等 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十三条第一項の規定による認可又は同条第二項の届出

第四節 事業の譲渡又は譲受け

（事業譲渡等の認可の申請）

第七十五条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第十二項において読み替えて準用する法第一百四十二条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）に係る契約の内容を記載した書面

三 当事者である認可特定保険業者の社員総会又は評議員会の議事録その他必要な手続がなったことを証する書面

四 当事者である認可特定保険業者の貸借対照表

五 譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 認可特定保険業者が特定保険業を譲り受けする事業譲渡等の認可の申請の場合については、次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該事業譲渡等に係る特定保険業に関する次に掲げる事項

(1) 保険の種類

(2) 保険契約者の範囲

(3) 被保険者又は保険の目的の範囲

(4) 保険金の支払事由

七 当該事業譲渡等を行った後における認可特定保険業者が子会社等を有する場合には、当該認可特定保険業者及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

八 当該事業の譲渡により当該認可特定保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

九 その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務及び財産の管理を受託できない外国保険会社等）

第三節 業務及び財産の管理の委託

第七十六条 改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十四条第一項に規定する主務省令で定めるものは、法第八十五条第一項の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けている外国保険会社等とする。

（業務及び財産の管理の委託の認可の申請）

第七十七条 改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十五条第一項の規定による認可の申請は、認可申請書を委託業者（改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十四条第二項に規定する委託業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の行政庁に提出して行わなければならぬ。前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 管理委託契約（改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十四条第一項の契約をいう。次条第二項第二号及び第三項において同じ。）に係る契約書

三 委託業者及び受託会社（改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）（外国保険会社等を除く。）の株主総会等（改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十四条第二項に規定する株主総会等をいう。次条第二項第三号において同じ。）の議事録

四 委託業者及び受託会社の貸借対照表

五 管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

六 受託会社が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法並びに受託会社が改正法附則第四

百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面

七 次のイからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の行政庁と同一であるときを除く。）

イ 認可特定保険業者 その行政庁

ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十八条第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。）金融庁長官

ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。）その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

八 その他改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十五条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

九 委託業者の行政庁は、改正法附則第四条において読み替えて準用する法第一百四十五条第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る業務及び財産の管理の委託について前項第七号の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする。

（管理委託契約の変更又は解除の認可の申請）

第七十八条 改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第一百四十九条第二項の規定による認可の申請は、認可申請書を委託業者の行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 管理委託契約に定めた事項の変更の認可の申請をする場合には、変更後の管理委託契約書

三 委託業者及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

五 四 委託業者及び受託会社の貸借対照表
六 管理の委託をしている業務及び財産に係る
七 損益の状況を記載した書面
八 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係
九 る変更後に管理の委託をしようとする業務及
十 び財産に係る損益の状況を記載した書面
十一 七前条第二項第七号イからハまでに掲げる受
十二 託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定
十三 める行政機関が作成した書面であつて、当該
十四 変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財
十五 産の管理の委託が改正法附則第四条第十四項
十六 において読み替えて準用する法第百四十五条
十七 第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）
十八 及び第二号に掲げる基準に適合する旨（解除
十九 の認可の申請の場合にあつては、既存の業務
二十 及び財産の管理の委託がこれらの基準のいづれかに適合しなくなつた旨）の意見が記載さ
廿一 れたもの（当該行政機関が委託業者の行政庁
廿二 と同一であるときを除く。）

三 八 その他参考となるべき事項を記載した書類
九 委託業者の行政庁は、改正法附則第四条第十九
十 四項において読み替えて準用する法第百四十九
十一 条第二項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る管理委託
十二 契約の変更又は解除について前項第七号の規定
十三 により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも
十四 同様とする。

第六章 解散、合併及び清算

第一節 解散

（解散等の認可の申請）

第七十九条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百五十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 解散についての社員総会の決議 次に掲げる書類

二 ハ 社員総会の議事録

二イ 理由書

二ロ 財産目録及び貸借対照表

二ハ 当該認可特定保険業者を保険者とする保険契約（改正令附則第一条の三第六項各号

に掲げる保険契約を除く。)がないことを証する書面
ホ で、当該認可特定保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面
ヘ その他改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
二 特定保険業の廃止についての社員総会又は評議員会の決議 次に掲げる書類
イ 理由書
ロ 社員総会又は評議員会の議事録
ハ 貸借対照表
二 当該認可特定保険業者を保険者とする保険契約(改正法附則第一条の三第六項各号に掲げる保険契約を除く。)がないことを証する書面
ホ 当該認可特定保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面
ヘ その他改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
三 認可特定保険業者を全部又は一部の当事者とする合併 次に掲げる書類
イ 理由書
ロ 合併契約の内容を記載した書面
ハ 当事者である認可特定保険業者の社員総会又は評議員会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
二 各当事者の財産目録並びに貸借対照表(認可特定保険業者にあつては、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百二十九条第一項(同法第二百九十九条において同じ。)及び損益計算書により作成した貸借対照表。第八十九条第一項第四号において同じ。)及び損益計算書(認可特定保険業者にあつては、同法第二百三十三条第二項(同法第二百九十九条において同じ。)の規定により作成した貸借対照表。第八十九条第四項により作成した損益計算書及び別紙様式第一号第四項第一号において同じ。)により作成した損益計算書(一項第四号において同じ。)
本 合併費用を記載した書面

ヘ 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十一条第二項の規定による公告又は催告をして読み替えて準用する法第一百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
二 特定保険業の廃止についての社員総会又は評議員会の決議 次に掲げる書類
イ 理由書
ロ 社員総会又は評議員会の議事録
ハ 貸借対照表
二 当該認可特定保険業者を保険者とする保険契約(改正法附則第一条の三第六項各号に掲げる保険契約を除く。)がないことを証する書面
ホ 当該認可特定保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面
ヘ その他改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
三 認可特定保険業者を全部又は一部の当事者とする合併 次に掲げる書類
イ 理由書
ロ 合併契約の内容を記載した書面
ハ 当事者である認可特定保険業者の社員総会又は評議員会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
二 各当事者の財産目録並びに貸借対照表(認可特定保険業者にあつては、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百二十九条第一項(同法第二百九十九条において同じ。)及び損益計算書により作成した貸借対照表。第八十九条第一項第四号において同じ。)及び損益計算書(認可特定保険業者にあつては、同法第二百三十三条第二項(同法第二百九十九条において同じ。)の規定により作成した貸借対照表。第八十九条第四項第一号において同じ。)により作成した損益計算書及び別紙様式第一号第四項第一号において同じ。)

ト 当事者である認可特定保険業者を保険者とする保険契約(改正法附則第一条の三第六項各号に掲げる保険契約を除く。)がないことを証する書面
二 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百二十五条第一項の規定により作成した貸借対照表及び損益計算書を含む。)の内容
二 吸収合併消滅法人(清算法人に限る。)が提供し、若しくは信託したこと又は合併をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
二 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百二十五条第一項の規定により作成した貸借対照表
三 吸収合併消滅法人の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項
四 吸収合併契約備置開始日(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十六条第二項に規定する吸収合併契約備置開始日を
チ 当事者である認可特定保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面
リ 合併の当事者の一方が認可特定保険業者ではない場合においては、当該認可特定保険業者でない当事者の従前の定款
ヌ その他改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
ト 当事者である認可特定保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面
ヘ その他改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
二 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十五条第一項に規定する吸収合併存続法人を含む。)の規
三 吸收合併消滅法人の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項
四 吸收合併契約備置開始日(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十四条第一号第五十四条の規定による公告をする場合において読み替えて準用する法第一百六十五条第二十三の(解散等の公告)
五 第八十二条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百六十五条第二十三の(解散等の公告)
六 第八十三条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百六十五条第二十三の(解散等の公告)

ヘ 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十五条第一項に規定する吸収合併存続法人を含む。)の規
二 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十五条第一項に規定する吸収合併存続法人を含む。)の規
三 吸收合併契約備置開始日(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百五十三条第二項に規定する吸収合併契約備置開始日を含む。)の規
四 吸收合併契約備置開始日(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百五十三条第二項に規定する吸収合併契約備置開始日を含む。)の規
五 第八十二条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百六十五条第二十三の(解散等の公告)
六 第八十三条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百六十五条第二十三の(解散等の公告)

六項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四第二項の官報による公告（次号において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額
二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額
（合併後の公告事項）
第八十六条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第一次に掲げる手続の経過

イ 吸收合併消滅法人（認可特定保険業者に限る。）における改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四の規定による手続の経過

ロ 吸收合併がその効力を生ずる日

三 合併後存続する認可特定保険業者の主たる事務所の所在地
（合併後存続する認可特定保険業者の事後開示事項）

四 八十七条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ 一次に掲げる手続の経過
一 吸收合併消滅法人（認可特定保険業者に限る。）における改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四の規定による手続の経過

ロ 吸收合併がその効力を生ずる日

三 合併後存続する認可特定保険業者の主たる事務所の所在地
（合併後存続する認可特定保険業者の事後開示事項）

四 八十七条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ 一次に掲げる手続の経過
一 吸收合併消滅法人（認可特定保険業者に限る。）における改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

ロ 吸收合併後存続する認可特定保険業者による手続の経過

四 八十七条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 合併後存続する認可特定保険業者による手続の経過

一 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律二百五十三条第一項の規定により作成する書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

2 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十六条第三項第三号に規定する主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（吸収合併の効力）

第八十八条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十七条第一項の合併が行われたことにより、事業方法書等に定めた事項を、当該合併により消滅する認可特定保険業者の事業方法書等に定めた事項を付加した。は、当該合併が効力を生じた時に、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百二十三条第一項の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、同条第二項の規定による届出をする事項については、その届出があつたものとみなす。（合併の認可の申請）添付して、吸收合併存続法人の行政庁に提出しなければならない。

二 合併後存続する認可特定保険業者の事後開示事項

三 合併後存続する認可特定保険業者の主たる事務所の所在地

四 合併後存続する認可特定保険業者の事後開示事項

五 合併後存続する認可特定保険業者の事後開示事項

六 合併後存続する認可特定保険業者の事後開示事項

七 合併後存続する認可特定保険業者の合併後における収支の見込みを記載した書面

八 合併費用を記載した書面

九 合併の認可の申請

十 合併の認可の申請

十一 合併の認可の申請

十二 合併の認可の申請

十三 合併の認可の申請

十四 合併の認可の申請

十五 合併の認可の申請

十六 合併の認可の申請

十七 合併の認可の申請

十八 合併の認可の申請

十九 合併の認可の申請

二十 合併の認可の申請

二十一 合併の認可の申請

二十二 合併の認可の申請

二十三 合併の認可の申請

二十四 合併の認可の申請

二十五 合併の認可の申請

二十六 合併の認可の申請

二十七 合併の認可の申請

二十八 合併の認可の申請

二十九 合併の認可の申請

三十 合併の認可の申請

三十一 合併の認可の申請

三十二 合併の認可の申請

三十三 合併の認可の申請

三十四 合併の認可の申請

三十五 合併の認可の申請

三十六 合併の認可の申請

三十七 合併の認可の申請

三十八 合併の認可の申請

三十九 合併の認可の申請

四十 合併の認可の申請

四十一 合併の認可の申請

四十二 合併の認可の申請

四十三 合併の認可の申請

四十四 合併の認可の申請

四十五 合併の認可の申請

四十六 合併の認可の申請

四十七 合併の認可の申請

四十八 合併の認可の申請

四十九 合併の認可の申請

五十 合併の認可の申請

五十一 合併の認可の申請

五十二 合併の認可の申請

五十三 合併の認可の申請

五十四 合併の認可の申請

五十五 合併の認可の申請

五十六 合併の認可の申請

五十七 合併の認可の申請

五十八 合併の認可の申請

五十九 合併の認可の申請

六十 合併の認可の申請

六十一 合併の認可の申請

六十二 合併の認可の申請

六十三 合併の認可の申請

六十四 合併の認可の申請

六十五 合併の認可の申請

六十六 合併の認可の申請

六十七 合併の認可の申請

六十八 合併の認可の申請

六十九 合併の認可の申請

七十 合併の認可の申請

七十一 合併の認可の申請

七十二 合併の認可の申請

七十三 合併の認可の申請

七十四 合併の認可の申請

七十五 合併の認可の申請

七十六 合併の認可の申請

七十七 合併の認可の申請

七十八 合併の認可の申請

七十九 合併の認可の申請

八十 合併の認可の申請

八十一 合併の認可の申請

八十二 合併の認可の申請

八十三 合併の認可の申請

八十四 合併の認可の申請

八十五 合併の認可の申請

八十六 合併の認可の申請

八十七 合併の認可の申請

八十八 合併の認可の申請

八十九 合併の認可の申請

九十 合併の認可の申請

九十一 合併の認可の申請

九十二 合併の認可の申請

九十三 合併の認可の申請

九十四 合併の認可の申請

九十五 合併の認可の申請

九十六 合併の認可の申請

九十七 合併の認可の申請

九十八 合併の認可の申請

九十九 合併の認可の申請

一百 合併の認可の申請

一百一 合併の認可の申請

一百二 合併の認可の申請

一百三 合併の認可の申請

一百四 合併の認可の申請

一百五 合併の認可の申請

一百六 合併の認可の申請

一百七 合併の認可の申請

一百八 合併の認可の申請

一百九 合併の認可の申請

一百十 合併の認可の申請

一百一十一 合併の認可の申請

一百一十二 合併の認可の申請

一百一十三 合併の認可の申請

一百一十四 合併の認可の申請

一百一十五 合併の認可の申請

一百一十六 合併の認可の申請

一百一十七 合併の認可の申請

一百一十八 合併の認可の申請

一百一十九 合併の認可の申請

一百二十 合併の認可の申請

一百二十一 合併の認可の申請

一百二十二 合併の認可の申請

一百二十三 合併の認可の申請

一百二十四 合併の認可の申請

一百二十五 合併の認可の申請

一百二十六 合併の認可の申請

一百二十七 合併の認可の申請

一百二十八 合併の認可の申請

一百二十九 合併の認可の申請

一百三十 合併の認可の申請

一百三十一 合併の認可の申請

一百三十二 合併の認可の申請

一百三十三 合併の認可の申請

一百三十四 合併の認可の申請

一百三十五 合併の認可の申請

一百三十六 合併の認可の申請

一百三十七 合併の認可の申請

一百三十八 合併の認可の申請

一百三十九 合併の認可の申請

一百四十 合併の認可の申請

一百四十一 合併の認可の申請

一百四十二 合併の認可の申請

一百四十三 合併の認可の申請

一百四十四 合併の認可の申請

一百四十五 合併の認可の申請

一百四十六 合併の認可の申請

一百四十七 合併の認可の申請

一百四十八 合併の認可の申請

一百四十九 合併の認可の申請

一百五十 合併の認可の申請

一百五十一 合併の認可の申請

一百五十二 合併の認可の申請

一百五十三 合併の認可の申請

一百五十四 合併の認可の申請

一百五十五 合併の認可の申請

一百五十六 合併の認可の申請

一百五十七 合併の認可の申請

一百五十八 合併の認可の申請

一百五十九 合併の認可の申請

一百六十 合併の認可の申請

一百六十一 合併の認可の申請

一百六十二 合併の認可の申請

一百六十三 合併の認可の申請

一百六十四 合併の認可の申請

一百六十五 合併の認可の申請

一百六十六 合併の認可の申請

一百六十七 合併の認可の申請

一百六十八 合併の認可の申請

一百六十九 合併の認可の申請

一百七十 合併の認可の申請

一百七十一 合併の認可の申請

一百七十二 合併の認可の申請

一百七十三 合併の認可の申請

一百七十四 合併の認可の申請

一百七十五 合併の認可の申請

一百七十六 合併の認可の申請

一百七十七 合併の認可の申請

一百七十八 合併の認可の申請

一百七十九 合併の認可の申請

一百八十 合併の認可の申請

一百八十一 合併の認可の申請

一百八十二 合併の認可の申請

一百八十三 合併の認可の申請

一百八十四 合併の認可の申請

一百八十五 合併の認可の申請

一百八十六 合併の認可の申請

一百八十七 合併の認可の申請

一百八十八 合併の認可の申請

一百八十九 合併の認可の申請

一百九十一 合併の認可の申請

一百九十二 合併の認可の申請

一百九十三 合併の認可の申請

一百九十四 合併の認可の申請

一百九十五 合併の認可の申請

一百九十六 合併の認可の申請

一百九十七 合併の認可の申請

一百九十八 合併の認可の申請

一百九十九 合併の認可の申請

一百二十 合併の認可の申請

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第九十条の二 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百七十四条第五項に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができきない者とする。

(清算人の就職の届出)

第九十一条 認可特定保険業者の清算人は、改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百七十四条第八項の規定による届出をしようとするときは、届出書に当該認可特定保険業者の登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

(清算人が提出する電磁的記録)

第九十二条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百七十六条に規定する主務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(債権申出期間内の弁済の許可の申請)

第九十三条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百七十八条の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十四条第二項の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を行政庁に提出して行わなければならない。前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書
二 前項の許可をすべき場合であることを証する書面

(清算状況の届出)

清算に係る認可特定保険業者の清算人は、重要な事項が生じたときは、遅滞なく、

当該事項を行政庁(改正法附則第五条の二第一項の規定により、当該認可特定保険業者の主たる事務所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該清算人の選任をした場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長)に届け出なければならない。

第七章 保険募集

(顧客に対する説明)

第九十四条 改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第二百九十四条第三項第三号

に規定する主務省令で定める事項は、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者の商号、名称又は氏名とする。

(将来における金額が不確実な事項)

第九十五条 改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、資産の運用実績その他の要因によりその金額が変動する保険金等又は保険料とする。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第九十六条 改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 何らの名義によつてするかを問わず、改正法附則第四条の一において読み替えて準用する法第三百条第一項第五号に掲げる行為の同項の規定による禁止を免れる行為

二 保険契約又は被保険者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

三 認可特定保険業者との間で保険契約を締結することを条件として当該認可特定保険業者の子会社等が当該保険契約に係る保険契約又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為

四 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

五 保険契約者に対し、保険契約に係る保険の種類又は認可特定保険業者の名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 保険代理店が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

七 保険代理店が、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍

地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されいない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

第八章 情報通信の技術の利用

(定義)

第九十六条の二 この章において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号。以下この章において「電子文書法」という。)において使用する用語の例による。

(電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第九十六条の三 電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十六条の二第一項の規定による同項の書類の保存

二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第一百三十六条の二第一項の規定による同項の書類の保存

三 第三十一条第一項の規定による説明書類の保存

四 第九十六条の四 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる記録による保存

五 第九十六条の五 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、第三十一条第一項に規定する説明書類の作成とする。

六 第九十六条の六 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条の作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならぬ。

(電子文書法第五条第一項の主務省令で定める作成)

七 第九十六条の七 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十六条の二第一項の規定による同項の書類の縦覧等

二 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百三十六条の二第一項の規定による同條第一項の書類の縦覧等

三 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第一百三十六条の二第一項の規定による同條第一項の書類の縦覧等

四 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百三十六条の二第一項の規定による同條第二項の書類の縦覧等

いて、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

前条各号に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等(書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下この章において同じ。)に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一つの事務所等に当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行つとともに、当該電磁的記録に記録されている事項について、他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該保存すべき書面の保存が行われたものとみなす。

(電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成)

書面を二以上の事務所等(書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下この章において同じ。)に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一つの事務所等に当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行つとともに、当該電磁的記録に記録されている事項について、他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該保存すべき書面の保存が行われたものとみなす。

3 いて、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

前条各号に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等(書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下この章において同じ。)に保存をしなければな

い。

2 定している者は、改正法附則第二条第二項及び第三項に定めるところに準じた書類又は第十九条に定めるところに準じた書類を行政庁に提出して、予備審査を求めることができる。

改正法附則第二条第一項の認可を受けようとする特例社団法人又は特例財団法人（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人をいう。）は、改正法附則第二条第二項及び第三項に定めるところに準じた書類を行政庁に提出して、予備審査を求めることができる。

前二項に定めるもののはか、改正法附則又は改正法附則において読み替えて準用する法の規定により行政庁の認可又は承認を受けようとする認可特定保険業者は、当該認可又は承認を申請する際に提出すべき書類としてこの命令に定めるものに準じた書類を行政庁に提出して、予備審査を求めることができる。（標準処理期間）

第六条 行政庁は、改正法附則、改正法附則において読み替えて準用する法、改正令又はこの命令の規定による許可、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するためには要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するためには要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するためには要する期間

2 ②の期間

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

第二条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二十条第二項に規定する主務省令で定める要件に該当する者は、この命令の施行の日から五年を経過する日までの間に限り、保険数理に関して必要な知識を有する者と

して、第五十一条各号に定める者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理（年金数理を含む。次号及び第三号において同じ。）に関する業務に三年以上従事した者

二 公益社団法人日本アクチュアリー会の准会員（資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者

三 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学において数学を専攻する学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるもの卒業した者であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者

附 則（平成二十四年七月一九日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月二十日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十五日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令第七十一条の二の規定は、この命令の施行後にされる保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第十一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第一百三十七条の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転について適用し、この命令の施行前にされた同項の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転については、なお従前の例に

附 則（平成二六年一〇月二二日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。
附 則（平成二七年四月二八日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。
附 則（平成二七年五月二七日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）
この命令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年五月一十九日）から施行する。ただし、第一条の規定（認可特定保険業者等に関する命令第七十二条第二項第十五号ロ、第十七条第二項第七号ロ、第八十九条第一項第十六号ハ及び第九十四条の改正規定を除く。）及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成二九年三月二十四日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（令和元年六月二十四日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
附 則（令和元年一月二二日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）
この命令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整

備に関する法律附則第三条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・環境省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月三日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月二六日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）
（施行期日）
第一条 この命令は、令和三年三月三十一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令（以下「新命令」という。）別紙様式第一号第3記載上の注意1（5）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法等の一部を改正する法律附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例によつては、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

2 新命令別紙様式第一号第3記載上の注意1（2）（7）及び同様式第4記載上の注意1（7）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。たゞし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について、新命令の規定を適用することとする。

3 新命令別紙様式第一号第3記載上の注意1（3）の規定は、この命令の施行の日以後に終了する。

了する事業年度に係る業務報告書について適用書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

附 則

(令和三年六月三〇日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則

(令和三年一一月一〇日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号)

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。

附 則

(令和四年一二月二七日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

(令和五年一二月二四日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

(令和六年三月二九日内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

別表（第四十三条第六項関係）

予定利率の区分	リスク係
〇・パーセント以下の部分	○・○一
二・〇パーセントを超える、二・〇パーセント以下の部分	○・二
三・〇パーセントを超える、四・〇パーセント以下の部分	○・四
四・〇パーセントを超える、五・〇パーセント以下の部分	○・六
五・〇パーセントを超える、六・〇パーセント以下の部分	一・〇
セント以下の部分	一・〇
セント超える部分	一・〇

別紙様式第1号(第23条第1項関係)

年 度 [年 月 日から 年 月 日まで] 業務報告書 (日本語版第44)
報告します。
1 事業の概要
(1) 事業の特徴及び主要な事業
(2) 事務執行及び監査代理会員数
(3) 税金の支拂い
(4) 会員登録料
(5) その他重要な事項
2 附属機関
1 附属会社
2 サービス会社
3 会員登録会員
4 会員登録者
5 会員登録料
6 会員登録料
7 会員登録料
8 会員登録料
9 会員登録料
10 会員登録料
11 会員登録料
12 会員登録料
13 会員登録料
14 会員登録料
15 会員登録料
16 会員登録料
17 会員登録料
18 会員登録料
19 会員登録料
20 会員登録料
21 会員登録料
22 会員登録料
23 会員登録料
24 会員登録料
25 会員登録料
26 会員登録料
27 会員登録料
28 会員登録料
29 会員登録料
30 会員登録料
31 会員登録料
32 会員登録料
33 会員登録料
34 会員登録料
35 会員登録料
36 会員登録料
37 会員登録料
38 会員登録料
39 会員登録料
40 会員登録料
41 会員登録料
42 会員登録料
43 会員登録料
44 会員登録料
45 会員登録料
46 会員登録料
47 会員登録料
48 会員登録料
49 会員登録料
50 会員登録料
51 会員登録料
52 会員登録料
53 会員登録料
54 会員登録料
55 会員登録料
56 会員登録料
57 会員登録料
58 会員登録料
59 会員登録料
60 会員登録料
61 会員登録料
62 会員登録料
63 会員登録料
64 会員登録料
65 会員登録料
66 会員登録料
67 会員登録料
68 会員登録料
69 会員登録料
70 会員登録料
71 会員登録料
72 会員登録料
73 会員登録料
74 会員登録料
75 会員登録料
76 会員登録料
77 会員登録料
78 会員登録料
79 会員登録料
80 会員登録料
81 会員登録料
82 会員登録料
83 会員登録料
84 会員登録料
85 会員登録料
86 会員登録料
87 会員登録料
88 会員登録料
89 会員登録料
90 会員登録料
91 会員登録料
92 会員登録料
93 会員登録料
94 会員登録料
95 会員登録料
96 会員登録料
97 会員登録料
98 会員登録料
99 会員登録料
100 会員登録料
101 会員登録料
102 会員登録料
103 会員登録料
104 会員登録料
105 会員登録料
106 会員登録料
107 会員登録料
108 会員登録料
109 会員登録料
110 会員登録料
111 会員登録料
112 会員登録料
113 会員登録料
114 会員登録料
115 会員登録料
116 会員登録料
117 会員登録料
118 会員登録料
119 会員登録料
120 会員登録料
121 会員登録料
122 会員登録料
123 会員登録料
124 会員登録料
125 会員登録料
126 会員登録料
127 会員登録料
128 会員登録料
129 会員登録料
130 会員登録料
131 会員登録料
132 会員登録料
133 会員登録料
134 会員登録料
135 会員登録料
136 会員登録料
137 会員登録料
138 会員登録料
139 会員登録料
140 会員登録料
141 会員登録料
142 会員登録料
143 会員登録料
144 会員登録料
145 会員登録料
146 会員登録料
147 会員登録料
148 会員登録料
149 会員登録料
150 会員登録料
151 会員登録料
152 会員登録料
153 会員登録料
154 会員登録料
155 会員登録料
156 会員登録料
157 会員登録料
158 会員登録料
159 会員登録料
160 会員登録料
161 会員登録料
162 会員登録料
163 会員登録料
164 会員登録料
165 会員登録料
166 会員登録料
167 会員登録料
168 会員登録料
169 会員登録料
170 会員登録料
171 会員登録料
172 会員登録料
173 会員登録料
174 会員登録料
175 会員登録料
176 会員登録料
177 会員登録料
178 会員登録料
179 会員登録料
180 会員登録料
181 会員登録料
182 会員登録料
183 会員登録料
184 会員登録料
185 会員登録料
186 会員登録料
187 会員登録料
188 会員登録料
189 会員登録料
190 会員登録料
191 会員登録料
192 会員登録料
193 会員登録料
194 会員登録料
195 会員登録料
196 会員登録料
197 会員登録料
198 会員登録料
199 会員登録料
200 会員登録料
201 会員登録料
202 会員登録料
203 会員登録料
204 会員登録料
205 会員登録料
206 会員登録料
207 会員登録料
208 会員登録料
209 会員登録料
210 会員登録料
211 会員登録料
212 会員登録料
213 会員登録料
214 会員登録料
215 会員登録料
216 会員登録料
217 会員登録料
218 会員登録料
219 会員登録料
220 会員登録料
221 会員登録料
222 会員登録料
223 会員登録料
224 会員登録料
225 会員登録料
226 会員登録料
227 会員登録料
228 会員登録料
229 会員登録料
230 会員登録料
231 会員登録料
232 会員登録料
233 会員登録料
234 会員登録料
235 会員登録料
236 会員登録料
237 会員登録料
238 会員登録料
239 会員登録料
240 会員登録料
241 会員登録料
242 会員登録料
243 会員登録料
244 会員登録料
245 会員登録料
246 会員登録料
247 会員登録料
248 会員登録料
249 会員登録料
250 会員登録料
251 会員登録料
252 会員登録料
253 会員登録料
254 会員登録料
255 会員登録料
256 会員登録料
257 会員登録料
258 会員登録料
259 会員登録料
260 会員登録料
261 会員登録料
262 会員登録料
263 会員登録料
264 会員登録料
265 会員登録料
266 会員登録料
267 会員登録料
268 会員登録料
269 会員登録料
270 会員登録料
271 会員登録料
272 会員登録料
273 会員登録料
274 会員登録料
275 会員登録料
276 会員登録料
277 会員登録料
278 会員登録料
279 会員登録料
280 会員登録料
281 会員登録料
282 会員登録料
283 会員登録料
284 会員登録料
285 会員登録料
286 会員登録料
287 会員登録料
288 会員登録料
289 会員登録料
290 会員登録料
291 会員登録料
292 会員登録料
293 会員登録料
294 会員登録料
295 会員登録料
296 会員登録料
297 会員登録料
298 会員登録料
299 会員登録料
300 会員登録料
301 会員登録料
302 会員登録料
303 会員登録料
304 会員登録料
305 会員登録料
306 会員登録料
307 会員登録料
308 会員登録料
309 会員登録料
310 会員登録料
311 会員登録料
312 会員登録料
313 会員登録料
314 会員登録料
315 会員登録料
316 会員登録料
317 会員登録料
318 会員登録料
319 会員登録料
320 会員登録料
321 会員登録料
322 会員登録料
323 会員登録料
324 会員登録料
325 会員登録料
326 会員登録料
327 会員登録料
328 会員登録料
329 会員登録料
330 会員登録料
331 会員登録料
332 会員登録料
333 会員登録料
334 会員登録料
335 会員登録料
336 会員登録料
337 会員登録料
338 会員登録料
339 会員登録料
340 会員登録料
341 会員登録料
342 会員登録料
343 会員登録料
344 会員登録料
345 会員登録料
346 会員登録料
347 会員登録料
348 会員登録料
349 会員登録料
350 会員登録料
351 会員登録料
352 会員登録料
353 会員登録料
354 会員登録料
355 会員登録料
356 会員登録料
357 会員登録料
358 会員登録料
359 会員登録料
360 会員登録料
361 会員登録料
362 会員登録料
363 会員登録料
364 会員登録料
365 会員登録料
366 会員登録料
367 会員登録料
368 会員登録料
369 会員登録料
370 会員登録料
371 会員登録料
372 会員登録料
373 会員登録料
374 会員登録料
375 会員登録料
376 会員登録料
377 会員登録料
378 会員登録料
379 会員登録料
380 会員登録料
381 会員登録料
382 会員登録料
383 会員登録料
384 会員登録料
385 会員登録料
386 会員登録料
387 会員登録料
388 会員登録料
389 会員登録料
390 会員登録料
391 会員登録料
392 会員登録料
393 会員登録料
394 会員登録料
395 会員登録料
396 会員登録料
397 会員登録料
398 会員登録料
399 会員登録料
400 会員登録料
401 会員登録料
402 会員登録料
403 会員登録料
404 会員登録料
405 会員登録料
406 会員登録料
407 会員登録料
408 会員登録料
409 会員登録料
410 会員登録料
411 会員登録料
412 会員登録料
413 会員登録料
414 会員登録料
415 会員登録料
416 会員登録料
417 会員登録料
418 会員登録料
419 会員登録料
420 会員登録料
421 会員登録料
422 会員登録料
423 会員登録料
424 会員登録料
425 会員登録料
426 会員登録料
427 会員登録料
428 会員登録料
429 会員登録料
430 会員登録料
431 会員登録料
432 会員登録料
433 会員登録料
434 会員登録料
435 会員登録料
436 会員登録料
437 会員登録料
438 会員登録料
439 会員登録料
440 会員登録料
441 会員登録料
442 会員登録料
443 会員登録料
444 会員登録料
445 会員登録料
446 会員登録料
447 会員登録料
448 会員登録料
449 会員登録料
450 会員登録料
451 会員登録料
452 会員登録料
453 会員登録料
454 会員登録料
455 会員登録料
456 会員登録料
457 会員登録料
458 会員登録料
459 会員登録料
460 会員登録料
461 会員登録料
462 会員登録料
463 会員登録料
464 会員登録料
465 会員登録料
466 会員登録料
467 会員登録料
468 会員登録料
469 会員登録料
470 会員登録料
471 会員登録料
472

別紙様式第2号（第34条第1項第3号口関係）

別紙様式第3号（第103条関係）

この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or via email at john.smith@researchinstitute.org.

21. 醫約者配戴率(%)

- (記述の上位)

 - 初期投資及び運営費用の双方の引受けを行う場合における起業すること。
 - 2つ目で述べた項目のうち最もしないものがあるときは、その旨を示すことができる。
 - 「新規事業開拓」(新規事業)と、改正法第6条第1項第2号に規定する「新規事業で用いる新規第113条の前段の規定による登記上の会社」とは、異なる事業を指す。
 - 「新規事業」は、上記のほかのもので合併等による新規事業を含む。
 - 「新規事業」を「新規事業開拓」と呼ぶ。
 - 「新規事業開拓」は、既存組織の構成員の契約者並準備金返入合計額から契約者の新規事業開拓額を控除して得る新規事業開拓額の算出方法である。
 - 「新規の新規事業」とは、別途記載の準備金額を基に契約者の準備金返入額を控除して得る新規事業開拓額を意味する。